

上下水道だより

〒340-8555 草加市氷川町2118番地5 電話048-925-3131(代表) FAX048-925-5046
ホームページ <http://www.city.soka.saitama.jp> Eメール suido-keiei@city.soka.saitama.jp

水道水で感染症予防



ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事の前などこまめに手を洗いましょう。

上下水道部では、国の法令に基づき、適切に塩素消毒を実施するとともに、国が定める水道水質基準に従い、安全な水を供給しています。
(2面に令和元年度水質検査結果を掲載しています。)
感染症予防としては、水道水での手洗い、うがいが有効です。
身近な水道水で手洗い、うがいを徹底しましょう。

正しい手の洗い方

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲を伸ばすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

出典:首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp>)
より抜粋

浄水場の耐震化事業をすすめています

中根浄水場完成予想図



東京外かく環状道路

第2配水池

第1配水池(1)

第1配水池(2)

配水ポンプ棟

第1配水池
(解体予定)

第2配水池

奥のタンクが解体する現在の第1配水池

災害に備え、中根浄水場の耐震化工事を開始します。



中根浄水場は、昭和46年5月に給水を開始して以来、これまで絶えず水道水を送り続けてきましたが、大規模な地震や災害に備えるため、現在、耐震化事業を進めています。

浄水場は、地下水(井戸水)を利用して処理した水道水と埼玉県から送られてくる水道水を給水するための重要な施設となります。

中根浄水場の耐震化は、配水ポンプ棟、配水池、浄水処理施設などの更新を順次行い、令和12年度に完成する予定です。

はじめに現在の第1配水池を解体し、その跡地に地震に強い配水ポンプ棟の建設をしていきます。

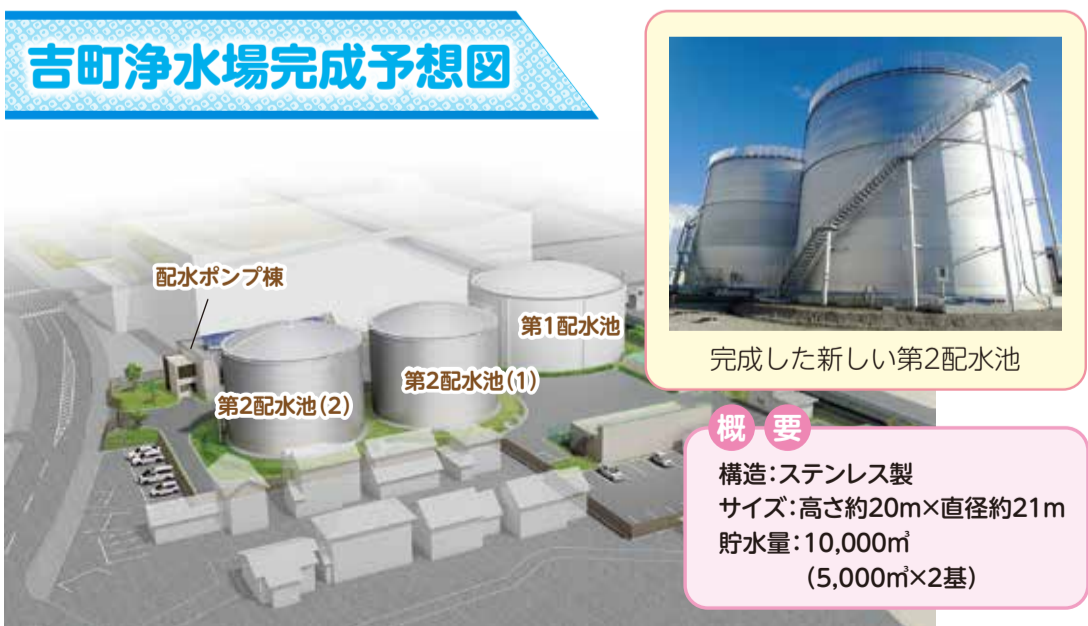
工事期間中は、騒音・振動等で近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、なるべく抑えられるよう配慮しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

地震にそなえて
いるんだね!

水道のお医者さん「Dr. すいどー」



吉町浄水場完成予想図



配水ポンプ棟

第1配水池

第2配水池(2)

第2配水池(1)



完成した新しい第2配水池

概要

構造:ステンレス製
サイズ:高さ約20m×直径約21m
貯水量:10,000m³
(5,000m³×2基)

地震に強い新しい第2配水池(水を貯めるタンク)が完成しました。

平成29年7月から着手した吉町浄水場の第2配水池建設工事が、令和2年2月に完了しました。

今回の工事では、新しい第2配水池として、ステンレス製の円筒型を2基建設し、2基合わせて10,000m³の貯水量(1基5,000m³)となり、建設前と比べて6,000m³の増量となりました。

なお、新しい第2配水池(1)と(2)は耐震性に優れており、地震などの災害時にも安定して水道水を供給できます。

来年度以降は外構工事を行い、令和4年度中の完成を目標に進めていきます。

問水道工務課 工務係 ☎925-3134 ☎929-5291

令和元年度水質検査結果

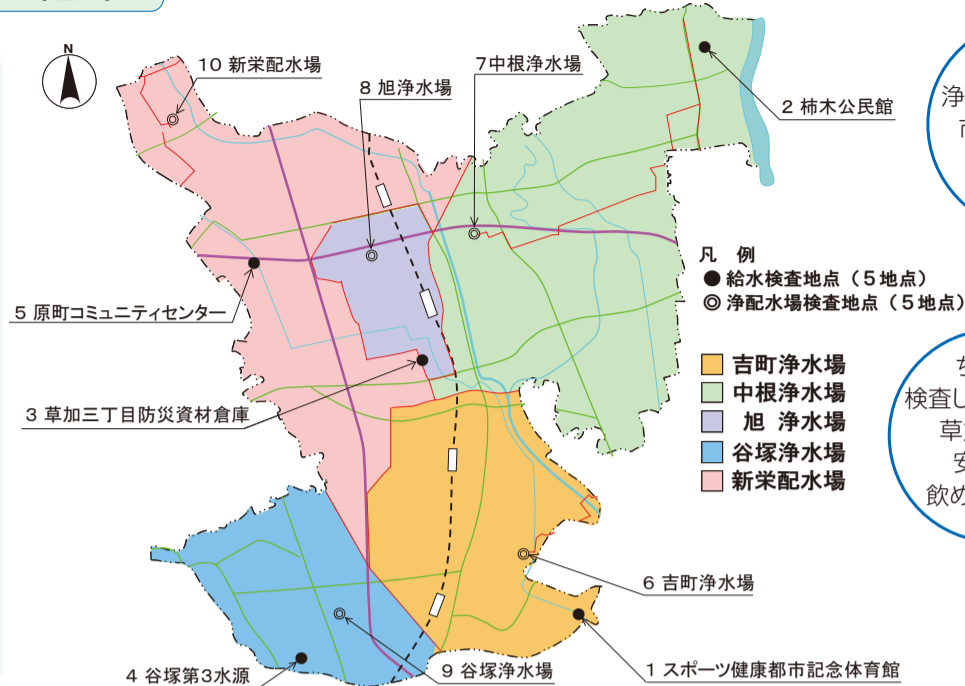
上下水道部では、法令に基づき、市民の皆様安心して水道水を使っていたくため、定期的に水質検査を実施しています。

検査は、市内で稼働している5か所の浄配水場と、各浄配水場の水が届いている末端地点5か所で行います。

令和元年度はすべての検査地点で安心・安全に飲むことができる水質基準51項目に適合していました。

なお、水道水中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が設定した水道水の管理目標値を下回っています。

※水質検査結果は、市ホームページで閲覧できます。



水質検査は浄配水場のほかに、市内5か所でも検査しているんだよ!



ちゃんと検査しているから、草加の水は安心して飲めるんだね!

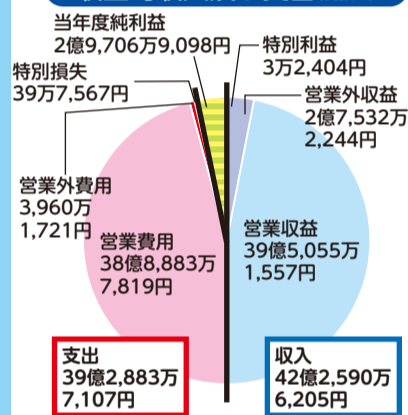


浄配水場の給水区域目安と水質検査地点

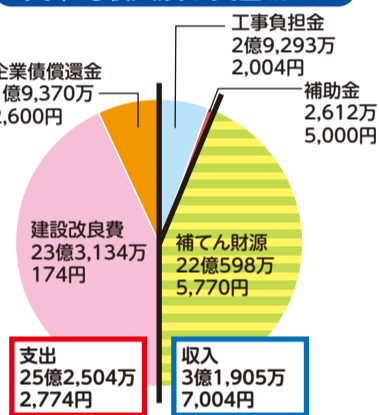
問水道施設課 浄水場係 ☎924-3807 FAX929-5291

令和元年度 水道事業決算

収益的収入及び支出 (税抜き)



資本的収入及び支出 (税込み)



水道事業は、水道法に基づき「清浄な水を安定して供給する」ことを目的とした地方公営企業として運営されています。必要となる費用は、皆様の水道料金によってまかなわれています。(地方公営企業法により「*独立採算制」を基本として事業経営を行うこととなっているためです。)

*市役所から独立して独自の計画と方針に基づいて経営を行うこと。

収益的収入及び支出

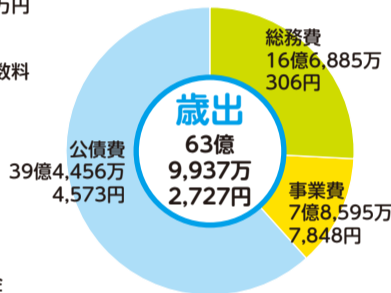
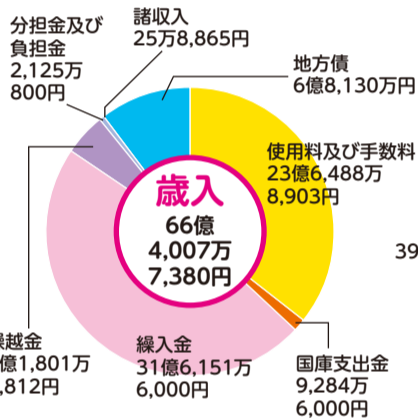
事業活動における収支のこと。水道料金収入や、県から水道用水を購入する費用、電気料金など水道水を供給するための支出など。

資本的収入及び支出

設備投資のための収支のこと。水道水を長期的に供給するため、老朽化した施設の更新工事を行うための支出など。不足分は、企業内部で留保・積立した資金などによる補てん財源を充てています。

問水道総務課 経営係 ☎920-5677 FAX925-5046

令和元年度 下水道事業決算



下水道事業は、下水道法に基づき「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的とした事業です。必要となる費用は、皆様からの下水道使用料、下水道受益者負担金をはじめ、国庫補助金、一般会計繰入金、地方債によりまかなわれています。

歳入

事業活動における収入のこと。下水道施設の新設・改築などに係るものは、国庫補助金、一般会計からの繰入金、地方債や受益者負担金など。維持管理に係るものは下水道使用料、一般会計からの繰入金などによる収入。

歳出

事業活動における支出のこと。総務費は維持管理に係るもの、事業費は下水道施設の新設・改築などに係るもの、公債費は地方債の元金や利子の償還に係るものの支出。

問下水道課 経営係 ☎922-2286 FAX922-3244

近年の水道事情

vol. 3



令和元年度の水道事業の決算を見ると、黒字が出ていて順調に見えますね。①

実は、令和元年度の決算はここ何年かの決算状況と比べると良くない点があります。右のグラフを見てください。グラフ中、「供給単価」は水が1m³使われたときの収益、「給水原価」は水を1m³用意するために掛かる費用のことです。供給単価と給水原価の差は、水が1m³売れるごとの「販売利益」です。②



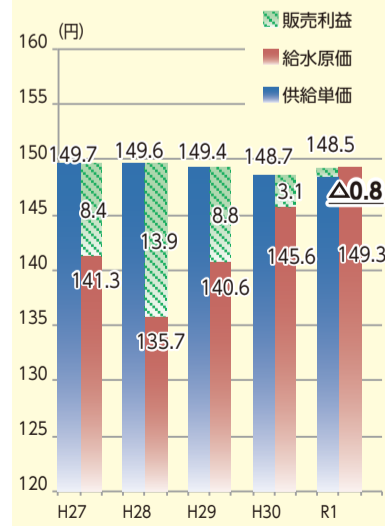
令和元年度だけ、販売利益がマイナスのような…③

そうなんです。平成14年度以降17年ぶりに△マイナスになってしまったんです。ほかの収入により全体的な赤字になることは避けられましたが、水を販売しても利益が得られない状態です。④



なるほど、順調ではないんですね。何か対策はありますか?⑤

販売利益が出るように、まずは費用面の見直しをしないといけません。その他いろいろな企業努力を重ねても改善が見込めないときには、水道料金についても検討していく必要があります。⑥



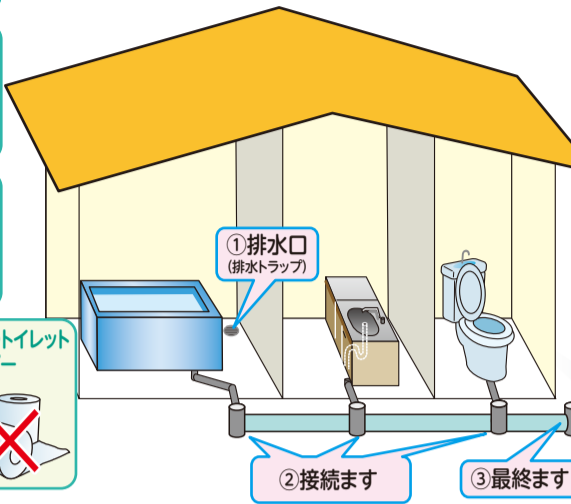
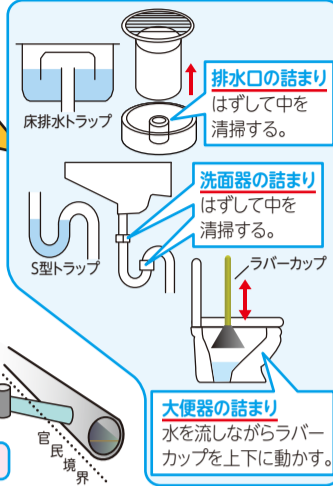
問水道総務課 経営係 ☎920-5677 FAX925-5046

下水道を正しく使いましょう！

下水道に流してはいけないもの



自分でできる維持管理



グリーストラップの適切な維持管理をお願いします。

グリーストラップは、主に飲食店などに設置され、厨房からの排水中の油脂、不溶物などが下水道へ流れ込まないようにするための装置です。装置が正常に機能するよう、定期的な清掃をお願いします。



※適切な維持管理がされていないグリーストラップ

【注意】

- ・清掃の際に発生した油脂などの処分は、専門の業者へ依頼してください。
- ・市では不定期にグリーストラップの清掃・管理状況を確認させていただくことがあります。
- ・維持管理を怠ったことで下水道本管を詰ませた場合は、下水道本管の清掃費用などを負担していただく場合があります。

問 下水道課 施設係 ☎922-2387
問 下水道課 排水設備係 ☎922-2314 FAX922-3244

●流れにくいとき

点検箇所	点検箇所の状態	状況と処理のしかた
①排水口	汚水が流れない	排水口の近くで詰まっていることがありますので、上図を参考に維持管理を行ってください。それでも流れない場合は、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡して清掃・修理をしてください。
②接続ます	汚水が流れてこない	建物内・宅地内で詰まっている可能性がありますので、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡して清掃・修理をしてください。
	汚水がたまっている	隣のます(下流側)を調べてください。
③最終ます	汚水が流れてこない	接続ますと最終ますのあいだで詰まっている可能性がありますので、指定排水設備工事店、専門の清掃業者に連絡して清掃・修理をしてください。
	汚水がたまっている	下水道本管が詰まっていることがありますので、下水道課に連絡してください。

※専門業者への依頼は、原則として有料となります。

●悪臭がするとき

点検箇所	点検箇所の状態	自分でできる維持管理
トイレ、洗面台の悪臭→排水口	トラップ内に水がたまっていない	トラップ内の水がなくなると悪臭がします。いつもトラップ内に水をためてください。
台所、風呂場の悪臭→接続ます	接続ますの中にごみがたまっている	接続ますの中にごみがたまると悪臭がします。月1回程度、付着しているごみ・汚物をブラシなどを使い清掃してください。

適正な使用がされないと...

最悪の場合、下水道本管などが完全に詰まってしまう、一部の地域で汚水が流れなくなって、マンホールやトイレ、風呂などの排水口から汚水が溢れ出してしまいます。

下水道本管などの詰まりは、油脂のかたまりや不溶物などで塞がれたり、下水道に流してはいけないものを流すことで起こります。一度汚水が溢れてしまうと悪臭や害虫の発生など衛生状態に深刻なダメージを与え、周辺地域に多大な影響を及ぼすこととなります。こうした事態を防ぐためにも、適切な利用を心掛けてください。



油脂等の固化による詰まり



ゴミによる詰まり



詰まりによる滞留

問 下水道課 排水設備係 ☎922-2314 FAX922-3244

一公共下水道への積極的な接続を！

接続するメリット (浄化槽と比較)

★ 周りがキレイになる！

浄化槽からの排水は、周辺地域での悪臭や河川の汚染の原因になります。

下水道ならば、地下を通して処理場まで運ばれるため、周りに匂いを広げず、河川も汚しません。

★ 虫の発生を抑える！

下水道は、浄化槽と違い、汚物を溜めずに流します。そのため、排水管内での虫の発生が抑えられます。

★ 維持管理が簡単！

浄化槽と異なり、下水道は基本的に定期的な清掃や検査の必要はありません。

★ 電気代が安くなる！

浄化槽では、ブロワーという機械を常に動かす必要があります。下水道の場合はブロワーは不要ですので、その分の電気代が安くなります。

★ 雨に強い！

草加市の公共下水道は、雨水とは流れる場所が違うので雨の影響を受けづらくなっています。

下水道Q&A

Q.接続工事は誰に頼むの？

A.接続工事は、草加市の指定排水設備工事店で行うことが義務付けられています。一覧は市ホームページでご確認いただけます。

Q.手続きのやり方は？

A.下水道課への申請が必要ですが、基本的には工事店が打ち合わせと書類の提出をしてくれますので、まずは工事店に工事を依頼しましょう。

Q.大掛かりな工事が必要では？

A.既に浄化槽がある場合は、建物の外の配管を一部切り替えるだけで済む場合もあります。工事店に相談してみてください。

Q.工事の費用はどれくらいかかるの？

A.現場の状態や工事店によって、工事費用の見積もりは異なります。何箇所かの工事店に相談してみてください。



埼玉の下水道マスコット...「ワムシくんとなかまたち」は下水の汚れをきれいにする微生物をキャラクター化したものです。

問 下水道課 排水設備係 ☎922-2314 FAX922-3244

水道の使用を開始・中止するときは手続きをお願いします

使用開始は開始日が決まったときに、使用中止は中止日の5日前までに連絡してください。

【営業時間】 午前8時30分から午後5時まで

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

また、市ホームページ (<http://www.city.soka.saitama.jp>) から手続きすることができます。

給水契約の『定型約款』について

令和2年4月1日施行の民法改正により、『定型約款』に関する規定が新設され、給水契約に関してもその適用を受けます。

『定型約款』とは「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされています。

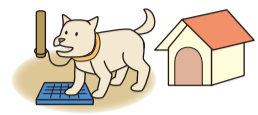
草加市においては、給水契約の条件等を定めた『草加市水道事業給水条例』および『草加市水道事業給水条例施行規程』がこの定型約款にあたります。定型約款の内容は、市ホームページにてご確認ください。

水道メーターの検針にご協力ください

メーターボックスの上や周りに物を置かないでください。



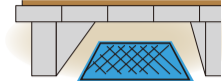
犬はメーターボックスから離れたところにつないでください。



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。



増・改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所に移設してください。



問水道営業課 営業係 ☎927-2220 FAX927-1561

上下水道料金の支払いについて

スマホで上下水道料金がお支払いできます

令和2年10月から上下水道料金がスマートフォン決済アプリ「Pay B (ペイビー)」でお支払いできるようになりました。

アプリをダウンロードし、納入通知書に印字してあるバーコードを読み取ることで、預貯金口座からすぐに振替されます。1日の利用額はあらかじめ設定した限度額(最高30万円)までです。

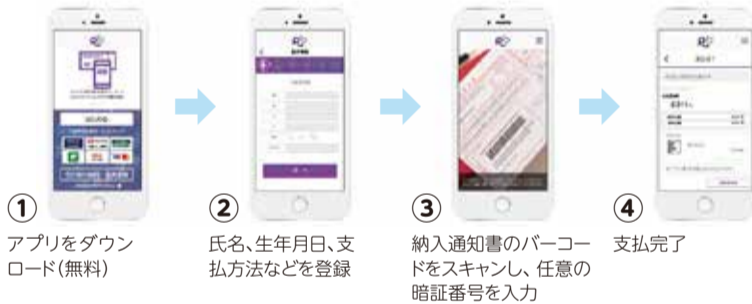
※領収書が発行されない代わりに支払完了メールが届きます。領収書が必要な場合は、Pay B以外でお支払いをお願いします。

■取扱金融機関及びPay Bの使用に関する問い合わせ

ペイビーユーザーサポートセンター ☎03-6457-9459(24時間受付)

ホームページ <https://payb.jp>

■利用方法



上下水道料金の納入期限が過ぎたときは

上下水道料金納入通知書の納入期限が過ぎると、2週間ほどで『督促状兼納入通知書』(黄色のハガキ)が送付されます。コンビニエンスストア等で、支払期限までにお支払いください。

なお、督促は1回のみとなります。『給水停止予告書兼納入通知書』(桃色のハガキ)は、令和2年7月以降発行していません。

上下水道料金は水道庁舎の窓口で一年中お支払いができます

【受付時間】 午前8時30分から午後9時まで

平日午前8時30分から午後5時までは水道営業課で、それ以外は水道庁舎の宿直室窓口で受け付けます。

宿直室窓口は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始も受け付けています。

問水道営業課 営業係 ☎927-2220 FAX927-1561

貯水槽の点検を！

導水装置の一部である貯水槽は、多量の水道水を溜めておく施設です。貯水槽から蛇口までは所有者が清掃や点検等の管理をする必要があります。

貯水槽の管理が十分でない...

濁った水が出たり、水の味や臭いの異常など、水質に問題を生じる原因となりますので適正な維持管理をお願いします。

いつでも安全な水道水を利用するために、所有者は一年に一度の清掃や、日頃から施設などの点検を忘れずに行ってください。

なお、近年貯水槽のポンプ故障等による給水停止事故が発生しています。

建物の所有者は、故障時の緊急連絡先を共有スペース部分に表示してください。管理人が常駐していない建物の居住者は、緊急時の連絡先の確認をお願いします。

問水道営業課 給水係 ☎925-3135 FAX927-1561

漏水調査を行っています！

上下水道部では、水道本管及び本管から分岐されている給水管(水道メーター)までの漏水を早期に発見するため、市内を4つのブロックに分け、漏水調査を行っています。今年度は北西部(県道さいたま草加線から北側、東武スカイツリーラインから西側)と南東部(県道草加流山線から南側、東武スカイツリーラインから東側)となります。



調査に伴い、皆様の宅地内に立ち入り、水道メーターまで調査させていただく場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、調査員は上下水道部交付の「身分証明書」を携帯し、腕章を着用しています。調査内容等に不審な点がありましたら、水道施設課維持管理係までお問い合わせください。

(調査方法) 路上→路面音聴調査(昼夜間) 宅内→音聴棒調査(昼間)

問水道施設課 維持管理係 ☎925-3227 FAX929-5291

水道メーターの取替えを行っています (取替え費用は無料)



お客様が使用している水道メーターは、法令により、8年に一度取替えを実施する必要があります。取替えするときはお知らせしますので、メーターボックスの周りに物を置かず、ボックスの中はきれいにしておくようお願いします。

問水道営業課 営業係 ☎927-2220 FAX927-1561

災害に備えて

台風や地震などに備えて3日分の飲み水を確保しましょう！
長期保存用のペットボトル水などが備蓄に便利です。

1人1日 3ℓ
3日で 9ℓ

4人家族なら 36ℓ です！



問水道総務課 管理係 ☎925-3132 FAX925-5046